

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日（金）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 櫻市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和3年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番岡村咲津紀委員、2番高田卓司委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは議事に入ります。

今回上程されています議案第23号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第23号についてご説明いたします。

整理番号は53でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は636m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、常時農作業に従事するか、5アールの下限面積を満たしているか、継続的に利用することができるかの許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 特に親戚関係ということではありませんが、両者は以前から親交があり、譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題はないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第23号、整理番号53は許可と決定します。

続きまして、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、整理番号54及び関連議案ですので、整理番号55についてご説明いたします。

本件は農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号54は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は1,305m²です。

整理番号55は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は359m²です。

今回、譲受人の●●●●さんが建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し処理します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

小作権等の有無でございますが、こちらの方はありませんでした。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになりますが、速やかに施工がしたいとのことであります、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合、これらの処分がされない場合、あるいは処分の見込みがな

い場合は許可できないことになっておりますが、特に該当はいたしません。

申請に係る事業の目的からみて、面積が適正と認められない場合は許可できませんが、本件は面積の規模が適正であると考えております。

周辺の農地に係る営農条件への支障については、特に支障がないと判断しております。

また、集団農地の分断には当たらないと判断しております。

以上です。

議長 ただ今の整理番号54及び55の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

●番 東側の隣の家との間は法面と盛土となっているが、法面はどこの所有になるのか。

事務局 今度、開発される●●●●さんの所有になると思います。

●番 ●●●●さんが法面だけ所有するということか。

事務局 そうなると思います。

●番 もし、何かあった場合は●●●●さんが責任を持つということか。

今日、現地で皆も言っていたが、隣の家との段差がかなりあり、大きな法面になると思われるが、そこが雨水などで崩れるということがないともいえない。その場合は誰が責任をとるのか確認が取れているか。

事務局 その件につきましては、開発案件のため、建設担当の方と協議中です。ご指摘について対応するように、建設担当を通してお伝えします。

●番 そこをきちんとしておかないと、過去にも同様の問題がある。特に盛土の法面というのは、擁壁と違い、そのような恐れがある。後々問題が起こらないようにしてほしい。

それと、法尻と境界の間も余裕を残しているように見えるが、そこも●●●●さんの所有か。

事務局 はい、そうです。

●番 もし何かあれば、どこが責任をとるのか心配だ。農業委員会が許可したからこうなったということにならないように、きちんと建設担当の方の意見も聞きながら、責任を取れる形でやってもらいたい。

●番 特にあの辺りは勾配がきつく、問題が起きる可能性がある。業者は開発する前に近隣へ挨拶にまわっているか。工事が始まった後に近隣とトラブルにならないようにしてほしい。その確認はしているか。

●番 その件については、私が現地を確認したときに業者から確認をいただいていると聞いている。

議長 その他はございませんか。

ないようですので、整理番号54及び55について、許可することに賛

成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号54及び55は許可と決定します。

続きまして、整理番号56及び57について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号56及び57について、ご説明いたします。

本件は農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号56は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は158m²です。

整理番号57は、譲受人は同じで、譲渡人●●●●さんです。

地目は田が1筆、面積は146m²です。

今回、譲受人の●●さんが個人住宅の建築を目的に申請が行われました。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

議長

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

事務局

転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、小作権等の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、農地の面積規模、営農条件に支障を及ぼすかどうか、集団農地の分断にあたるかどうかについては、確認した結果、問題がないと判断しております。

以上です。

議長

ただ今の整理番号56及び57の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

●番

盛土は最終的にどれくらいの高さになるのか。

- 事務局 70cmとなります。
- 番 道から 70cm ということか。それとも国道から 70cm か。
- 事務局 今のレベルより 70cm ほど上がるということです。
- 申請の土地の南側に同じような家があったと思いますが、そこと同じ程度に上げたいと言われていました。
- 番 水路については、町が 450 の U 字溝の施工をお願いするということか。
- 事務局 そこについては、図面等が出来上がってからになります。基本的に町としては材料支給をお願いすることになり、そこから先は施主さんと業者さんとの話になり、どのような施工になるか、図面ができないとなかなか話ができないという考えなので、今の時点では分かりません。
- 番 大雨が降れば、水が抜けず、孤立しないか。
- 議長 ●番●●●●委員。
- 番 前も後ろにも水路があるので、水利との話はきっちりつけ、トラブルが起きないようにしてほしい。また、浸水については、しっかり県へお願いしてほしい。あそこはもともと遊水地で、そこを宅地化しているから、浸水する位置が上へ上へと上がってきてている。そのあたりのことも含めて解決策をお願いする。例えば、道路のヒューム管が小さいのであれば大きいのを埋めるとか。ただ埋めてしまうだけならば、溜まるであろう水が溜まるところがなくなり、さらに上へ溜まるようになる。そこを建設班と協議をし、転用をしたがために悪くなつたという意見が出ないようにしてほしい。
- 番 農地転用の問題はよいのだが、この件は別で町の仕事なのだから、きっちりしといてもらわないと困る。
- 事務局 建設課とよく話をして進めていきたいと思います。
- 議長 整理番号 56 及び 57 について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 事務局 全員賛成でございますので、整理番号 56 及び 57 は許可と決定します。
- 続きまして、整理番号 58 について、事務局より説明をお願いします。
- それでは、整理番号 58 についてご説明いたします。
- 本件は使用貸借に係る農地法第 5 条に基づく申請でございます。
- 借受人 ●●●●さん、貸付人 ●●●●さんです。
- 申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1 筆、地目は畠、面積は 119m² です。
- 今回、借受人の ●●さん が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。
- 以上でございます。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 番 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
- 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。
- 雨水については、水路、沈殿枠を設け、既存排水路へ接続します。
- 生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。
- 近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。
- 以上です。
- 議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。
- 事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
- 転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。
- 小作権等の有無や面積規模、営農条件に支障を及ぼすかどうか等の一般基準及び立地基準については問題がないと判断しております。
- 以上です。
- 議長 ただ今の整理番号58の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。
- ご質問、ご意見等ございませんか。
- (質問、意見なし)
- 整理番号58について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、整理番号58は許可と決定します。
- 以上をもちまして、令和3年第12回総会を閉会いたします。